

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（母及び成人の子）について、申立人子が、特別な支援を要する勤務先施設の入所者ら（百名超）を避難させるため、入所者らを伴って関東地方所在の施設を含む避難先を転々とするなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、申立人子に過酷避難状況による精神的損害30万円（直接請求手続において賠償済み）とは別に精神的損害（一時金）30万円の賠償が認められたほか、申立人らに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として別離期間中月額3万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人ら分

日常生活阻害慰謝料（第五次追補第2の4指針I⑧（家族別離）増額分）
金195万円

（期間 平成23年3月11日から平成28年7月末日）

2 申立人X2分

精神的損害（一時金）
金30万円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金225万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月26日

（仲介委員 小坪 眞史）